

京都市告示第160号

地方自治法施行令第158条の2第1項の規定に基づき、令和元年6月1日から令和3年5月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者とし、市税の収納事務を委託します。

令和元年5月31日

京都市長 門川 大作

1 公金収納受託者の名称等

名称及び代表者	住所
三菱UFJニコス株式会社 代表取締役社長 井上 治夫	東京都文京区本郷3丁目33番5号
国分グロースーズチェーン株式会社 代表取締役 横山 敏貴	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 馬場 英一	東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社セイコーマート 代表取締役 丸谷 智保	札幌市中央区南9条西五丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 永松 文彦	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 澤田 貴司	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 真司	広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社 代表取締役 藤本 明裕	千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
山崎製パン株式会社 代表取締役社長 飯島 延浩	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン 代表取締役 竹増 貞信	東京都品川区大崎1丁目11番2号

2 京都市公金収納受託者による収納を認める市税の範囲

市・府民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税

（市税事務所納税室）